

裾野長泉新火葬施設整備推進協議会規約

裾野長泉新火葬施設整備推進協議会規約

(設置)

第1条 裾野市と長泉町が共同して整備する火葬施設（以下「新施設」という。）の建設及び管理運営等について、相互に連携して情報の共有と円滑な事務の執行を期するため、裾野長泉新火葬施設整備推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新施設の整備に関すること。
- (2) 新施設の事業主体に関すること。
- (3) 新施設の管理運営方法に関すること。
- (4) 新施設の費用負担に関すること。
- (5) その他協議会の設置目的の達成に必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名及び監事1名を置き、役員は委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会)

第6条 会議に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表第2に掲げる者で組織する。
- 3 幹事会に、幹事長1名、副幹事長1名を置き、幹事の互選により決定する。
- 4 幹事長は、会務を総理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、会長の属する市町に事務局を置く。

- 2 事務局は、庶務、会計の事務を行う。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第8条 協議会に必要な経費は、裾野市及び長泉町が負担するものとし、当該負担すべき額は、両市町の協議により決定する。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散の措置)

第10条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

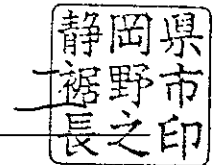
この規約は、平成28年7月11日から施行する。

この規約の締結を証するため、本書2通を作成し、署名の上、それぞれ各自1通を保有するものとする。

平成28年7月11日

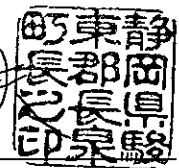
裾野市長

高 村 謙



長泉町長

遠 藤 日 出



別表第1（第3条関係）

委員	裾野市	市長
		副市長
	長泉町	町長
		副町長

別表第2（第6条関係）

幹事	裾野市	企画部長
		総務部長
		環境市民部長
		生活環境課長
	長泉町	総務部長
		都市環境部長
		くらし環境課長